

福岡県公報

平成29年10月27日
第3938号

目次

告示(第663号-第686号)

○都市計画の変更	(都市計画課)	1
○都市計画の変更	(都市計画課)	1
○都市計画の変更	(都市計画課)	2
○都市計画の変更	(都市計画課)	2
○都市計画の変更	(都市計画課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	5
○都市計画事業の認可	(公園街路課)	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	6
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	6
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	6
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	7

○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	7
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	7
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	7
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	8

公 告

○福岡県土地利用基本計画の変更	(総合政策課)	8
○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧	(廃棄物対策課)	8
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	9
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(観光振興課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○落札者等の公示	(情報政策課)	10
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	10

告 示

福岡県告示第663号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画区域区分を変更

福岡県告示第664号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

久留米小郡都市計画区域区分を変更

福岡県告示第665号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画区域区分を変更

福岡県告示第666号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画臨港地区を変更

福岡県告示第667号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

大牟田都市計画区域区分を変更

福岡県告示第668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	岡恒像線	前	宗像市吉留3186番1先から 宗像市武丸1001番2先まで	4.3 ～ 17.0	824.0
			後	宗像市吉留3186番1先から 宗像市武丸1001番2先まで	4.3 ～ 17.0	824.0
			後	宗像市吉留3186番1先から 宗像市吉留1716番2先まで	11.1 ～ 36.0	777.6

福岡県告示第669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	直 方 宗 像 線	前	宗像市吉留1748番1先か ら 宗像市吉留3638番1先ま で	15.1 ～ 21.1	183.1
			後	宗像市吉留1748番1先か ら 宗像市吉留3638番1先ま で	15.1 ～ 21.1	183.1

福岡県告示第670号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
飯生歯168	まるの歯科	飯塚市立岩1308-12	H 29・9・1
宮生歯22	宮若ひぐち歯科	宮若市福丸295-1	H 29・9・1
粕生薬173	株式会社大賀薬局新屋敷店	糟屋郡志免町南里一丁目7-10	H 29・10・1
大野生薬86	コスモス薬局山田店	大野城市山田二丁目17-26	H 29・9・1
み生訪4	訪問看護ステーションみやま	みやま市瀬高町小川218-1 ルート209乗富3号	H 27・6・1

福岡県告示第671号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
古生32	舞の里皮ふ科クリニック	古賀市舞の里三丁目5-1	H 29・9・6
大生380	医療法人光輪会 大牟田セントラル・クリニック	大牟田市築町3-21寿ビル2F	H 29・8・22
大野生薬40	コスモス薬局山田店	大野城市山田二丁目17番26号	H 29・8・31

福岡県告示第672号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
中生歯26	前原歯科医院	中間市東中間一丁目8-8	中間市東中間一丁目3-7-7	H 29・9・19

直生薬70	ミント薬局	直方市大字上新入2490 -16	直方市大字上新入2490 -24	H 29・3・1
行生訪3	あざみ訪問 看護ステーション	行橋市大字大野井640	行橋市大字大野井618 -1	H 29・8・20

福岡県告示第673号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
田生マ40	古石 一枝（さわやかマッサージ）	田川市大字伊田3478	H 29・9・1
像生柔112	真崎 俊児（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町13-4	H 29・9・11
福津生柔42	井関 真文（ちどり整骨院）	福津市日蒔野六丁目19-11	H 29・9・25
糸島地生柔61	白濱 諒（整骨院悠々）	糸島市志摩津和崎29-1 イオンスーパーセンター志摩内	H 29・9・1
北筑後生柔10	栗山 哲（くり鍼灸整骨院）	三井郡大刀洗町大字下高橋44-1	H 29・5・17
大生はき13	久後 匡（くぬぎ鍼灸院。）	大牟田市大字歴木1692-1	H 29・8・18
田生はき5	須堯 右家（あったか訪問治療院）	田川市本町1-34 I S教育センタービル3F	H 29・9・1
北筑後はき2	栗山 哲（くり鍼灸整骨院）	三井郡大刀洗町大字下高橋44-1	H 29・5・17

福岡県告示第674号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕生柔107	尾園 祐介（堺整骨院志免）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	H 29・9・11

福岡県告示第675号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
糸島地介歯40	医療法人英亨会かのう歯科医院	糸島市荻浦603-13	H 29・9・1	居管・予居管
古介薬6	株式会社古賀薬局中央店	古賀市天神一丁目13-36	H 29・9・1	居管・予居管
筑紫介薬74	タカラ薬局福大筑紫病院前	筑紫野市俗明院一丁目1-7	H 28・7・1	居管・予居管

大介業180	タケシタ調剤薬局天領病院前店	大牟田市天領町一丁目 113 - 2	H 29・10・1	居管・予居管
--------	----------------	-----------------------	-----------	--------

福岡県告示第676号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
田居232	訪問看護ステーションお おぞら	田川市大字楠2595番地 4	H 29・9・6

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕支29	宇美町地域包括支援セン ター	糟屋郡宇美町宇美五丁目 1 - 1	H 29・3・31
遠介151	光野ひ尿器科	遠賀郡岡垣町大字海老津1227 - 1 - 1	H 29・9・22
八女居114	デイサービスセンターや よいスマイル	八女市本町 2 - 321	H 29・9・30
粕居61	アップルハート篠栗ケア センター	糟屋郡篠栗町大字尾仲64 - 18 ブラゾーネMK101号	H 29・9・30

福岡県告示第677号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
筑紫居68	茶話本舗デイサー ビス楓	茶話本舗デイサー ビス幸の花	筑紫野市大字筑紫117 - 202	H 29・2・1
像居46	アップルハート宗 像・遠賀ケアセン ター	アップルハート宗 像ケアセンター	宗像市栄町 1 - 12	H 28・12・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
行介訪 3	あざみ訪問 看護ステー ション	行橋市大字大野井640	行橋市大字大野井618 - 1	H 29・8・20
直支34	ケアブラン センターこ ころ	直方市大字下新入388 - 6	直方市古町10 - 13	H 29・9・1
飯支101	心結ケアプ ランサービ ス	飯塚市小正232 - 8	嘉麻市牛隈2130 - 16 ファミリー大隈601号	H 28・8・28
嘉麻居 120	ヘルパー ステー ション ふる里	嘉麻市嘉穂才田1579 - 8	飯塚市南尾54	H 29・9・1

福岡県告示第678号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
大野城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画道路事業 7・5・1-108号 中川久保線
福岡広域都市計画道路事業 3・4・1-73号 北コミュニティ線
- 3 事業施行期間
平成29年10月27日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
大野城市中一丁目、中二丁目、中三丁目、大字中、川久保一丁目及び川久保二丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第679号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年12月8日福岡県告示第969号篠栗都市計画道路事業8・7・1号篠栗駅東側自由通路線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
篠栗町
- 2 都市事業計画の種類及び名称
福岡広域都市計画道路事業 8・7・5-1号 篠栗駅東側自由通路線
- 3 事業施行期間
平成27年12月8日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
平成27年12月8日福岡県告示第969号の事業地に同じ
- (2) 使用の部分
平成27年12月8日福岡県告示第969号の事業地に同じ

福岡県告示第680号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和47年10月福岡県告示第1098号）により指定した粕屋農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 農業振興地域名
粕屋地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲
次の図面のとおり

（「次の図面」は省略し、その関係図面を福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第681号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年3月福岡県告示第286号）により指定した古賀農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 農業振興地域名
古賀地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面のとおり

（「次の図面」は省略し、その関係図面を福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第682号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年10月福岡県告示第981号）により指定した新宮農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 農業振興地域名
新宮地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面のとおり

（「次の図面」は省略し、その関係図面を福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第683号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年10月福岡県告示第977号）により指定した篠栗農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 農業振興地域名
篠栗地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面のとおり

（「次の図面」は省略し、その関係図面を福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第684号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和47年10月福岡県告示第1098号）により指定した宗像農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 農業振興地域名
宗像地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面のとおり

（「次の図面」は省略し、その関係図面を福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第685号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和47年10月福岡県告示第1098号）により指定した小郡農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 農業振興地域名
小郡地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面のとおり

（「次の図面」は省略し、その関係図面を福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡

県朝倉農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第686号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 大城-2
- 2 区域の所在地 飯塚市勢田字大城及び字倉谷
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から14号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と14号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
飯塚市勢田字倉谷	202番2	1号及び2号
	202番1	3号
	202番6	4号
飯塚市勢田字大城	55番	5号
	53番5	6号
	57番	7号
	58番1	8号
	59番1	9号
	59番2	10号
	60番	11号及び12号
	68番	13号
	63番	14号

公 告

公告

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を平成29年10月6日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る事項
福岡県土地利用基本計画図の都市地域及び農業地域の区域
- 2 変更の内容
計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町村
都市地域	次の図面のとおり	久留米市
農業地域		久留米市、小郡市、宗像市、古賀市、糟屋郡篠栗町、糟屋郡新宮町、糟屋郡粕屋町

（「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部総合政策課並びに関係市役所及び町役場において縦覧に供する。）

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
上田川運送有限会社
田川郡添田町大字添田2351番地
代表取締役 平原日出夫
- 2 施設の種類及び処理能力

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令300号）第7条第14号口に規定する最終処分場（安定型最終処分場）

埋立可能範囲 41,263㎡

埋立容量 351,728㎡

3 設置場所

田川郡川崎町大字安真木字新城谷4100番地外9筆

4 指定地域

- (1) 田川郡川崎町大字安真木及び大字川崎の各一部
- (2) 田川郡添田町大字庄並びに大字添田、大字野田及び大字中元寺の各一部
- (3) 田川郡大任町大字大行事の一部

上の地域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課

6 縦覧の期間

平成29年10月27日から同年11月26日まで

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成29年10月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパードラッグコスモス八女本町店

(2) 所在地 八女市大字本町字道免2-114 外6筆

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村 嘉則 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋 正喜 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施せずに福岡県旅行業法施行細則（平成12年福岡県規則第83号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県商工部観光振興課に備え置きます。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）が制定されたことを踏まえ、所要の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、今改正では同条例第37条第1項に定める意見公募を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成29年10月27日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年10月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市秋松字古川42番1、42番5から42番25まで、45番1及び45番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
飯塚市秋松395番地の1
有限会社あさだ地建
取締役 浅田 英信

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
全庁ファイル共有システム機器等の賃貸借 72か月
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部情報政策課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成29年9月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
日立キャピタル株式会社九州法人支店
 - (2) 住所
福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
74,913,984円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 入札公告日
平成29年8月15日

公告

契約者等について、次のとおり公示します。

平成29年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 契約の名称
警察コミュニケーションシステム用サーバ等賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年9月28日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
 - (2) 住所
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
180,422,640円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当